

下妻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集要項

現委員の任期満了に伴い、下妻市農業委員会における農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

1 推薦及び募集の対象

- (1) 農業委員
- (2) 農地利用最適化推進委員

※農業委員と推進委員の推薦・応募の手続きは同時に行うことができ、それぞれの候補者になれます。任命の時点で両方を兼務することはできません。

2 職務内容

- (1) 農業委員

農業委員会の総会に出席し、農地法や他の法令に基づく、農地の権利に係る許可等の審議並びに現地調査を行います。また、担い手への農地利用の集積・集約化の推進、遊休農地の発生防止と解消に向けた現場活動や、農地の巡視及び違反転用の監視等を行います。

- (2) 農地利用最適化推進委員

農業委員と連携して、担当する区域において、担い手への農地利用の集積・集約化の推進、遊休農地の発生防止と解消に向けた現場活動や、農地の巡視及び違反転用の監視等を行います。

3 募集人員

- (1) 農業委員 19人

- (2) 農地利用最適化推進委員 11人 担当地区（9地区）ごとに募集

※複数の地区について、推薦を受け、又は応募することができます。

※別表のとおり（下妻市農地利用最適化推進委員担当地区）

4 任用期間

- (1) 農業委員

令和8年7月20日～令和11年7月19日

- (2) 農地利用最適化推進委員

農業委員会から委嘱された日～令和11年7月19日

5 身 分

下妻市の特別職の非常勤職員

6 報酬月額

「下妻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給

- ・農業委員 月額44,800円
- ・農地利用最適化推進委員 月額22,400円

7 推薦及び募集の期間

令和8年2月25日（水）～令和8年3月25日（水）

8 推薦を受ける者又は応募する者の資格

(1) 推薦を受ける者又は応募する者は、次のいずれかに該当する方です。

①農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項等、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

②農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と意見を有する者で、担当する地区において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者

※いずれも、法令等により農業委員又は農地利用最適化推進委員と兼職が禁止されている職にない者

(2) 次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

②禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

9 推薦及び応募の方法

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員

①個人又は法人・団体による推薦

②個人による応募

(2) 別添の推薦書又は応募届出書に所要事項を記入し、持参又は郵送によりご提出ください。

・持参の場合は、開庁日の8時30分から17時15分まで

・郵送の場合は、3月25日必着

※提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

(3) 提出先

提出書類は、下記 [13 問い合わせ先] へ提出してください。

10 選考

(1) 農業委員

下妻市農業委員会委員候補者評価委員会設置条例（平成2年条例第8号）に定める農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します。

(2) 農地利用最適化推進委員

農業委員会総会における合議によって、提出された書類をもとに選考します。

11 選考の結果通知

全員に文書で通知します。

12 情報の公表

募集期間の中間・募集終了後に、下妻市ホームページで以下の内容について公表しますので予めご了承ください。

- ①推薦をする者（個人）については、「氏名」「職業」「年齢」及び「性別」
- ②推薦をする者（法人・団体）については、「名称」「目的」「代表者の氏名」「構成員の数」「構成員の資格、要件」
- ③推薦を受ける者又は応募する者は、「氏名」「職業」「年齢」「性別」「経歴」及び「農業経営の状況」
- ④推薦又は応募の理由
- ⑤農業委員の推薦を受ける者が農地利用最適化推進委員の推薦を受けているか、また、応募する者が農地利用最適化推進委員に応募しているか
- ⑥農地利用最適化推進委員の推薦を受ける者が農業委員の推薦を受けているか、また、応募する者が農業委員に応募しているか

13 問い合わせ先

〒304-8501 下妻市本城町三丁目13番地

下妻市農業委員会事務局

電話：0296-45-8991 FAX：0296-43-3239

別表

農地利用最適化推進委員担当地区（推進委員定数 1 人）

| 番号 | 担当地区 | 人数 |
|----|-----------|----|
| 1 | 下妻地区 | 1 |
| 2 | 大宝地区 | 1 |
| 3 | 騰波ノ江地区 | 1 |
| 4 | 上妻地区 | 2 |
| 5 | 総上地区 | 1 |
| 6 | 豊加美地区 | 1 |
| 7 | 高道祖地区 | 1 |
| 8 | 宗道地区・蚕飼地区 | 1 |
| 9 | 大形地区 | 2 |